

生活のきまり（生徒心得）

（1）一般的事項

- ア 基本的な生活習慣（あいさつ、時間を守るなど）を確立する。
- イ 明るく充実した生活を営むために、学校・社会の秩序やルールを守る。
- ウ 知識技能を修得するため、授業を大切にし生徒の本分である学業に励む。
- エ 日ごろの言動に責任を持ち、人に迷惑をかけない。
- オ 一人前の社会人になるため、心身を鍛え集団生活への適応に努める。

（2）校内外の生活

- ア 公共物を大切にし、校内美化に努める。
- イ 高校生・社会人としてのマナーを守り、他（周り）に不快感を与えない。
- ウ 身分証明書は常に携帯する。
- エ 授業中、携帯電話は使用しない。校舎内では使用場所の規定を守り、他の生徒・職員に迷惑をかけないよう最低限のマナー（マナーモードの励行等）を守る。
- オ 貴重品や金銭を必要以上に所持せず、私物は自己の責任において管理する。
- カ 敷地内は全面禁煙であるので、成年者もしっかり守る。
- キ 常に健康管理を心掛け、欠席・遅刻・早退をしないように努める。なお、やむを得ず欠席・遅刻する場合は学校に連絡する。

I 部・II 部 482-1013 III 部 482-1014

- ク 自転車通学・旅行許可などの諸願届は、定められた様式にペンで丁寧に記入し（鉛筆書きは不可）提出する。
- ケ 高校生としての本分をわきまえ、外出・交遊等においては、保護者承諾のうえで、しっかりルール（法律・条例等）を守り行動する。
- コ 騒音・ごみ捨て・通行の妨げ等、近隣への迷惑行為は厳に慎み、地域住民の理解・信頼を得るように努める。
- サ アルバイトをする場合は、保護者同意の上、所定の手続きに従い学校に届け出る。ただし、学校生活に影響のない範囲で行なうものとする。

（3）服装等

- ア 服装は、常に高校生らしさを失わず、授業を受けるのにふさわしい格好で通学する。
- イ 本校全日制課程及び、他校の制服・ジャージは認めない。

- ウ 式典時には儀式にふさわしい服装（スーツ、ブレザー、ジャケット、スラックス、パンツ、スカートなど）で臨む。夏は、襟付きのシャツとする。
- エ 靴は、その日の授業に合わせ、ふさわしいものを使用する。学校の施設を傷つけることのないものとする。

(4) 通学・免許・交通関係

- ア 運転免許取得は、保護者及び生徒本人の自己責任において行うものとする。
- イ 免許を取得した場合は、必ず取得報告書を提出する。また、転編入学前に免許を取得していた場合も、速やかに取得報告書を提出する。
- ウ 通学には、徒歩、自転車、または公共交通機関を利用し、原則として車両通学は禁止する。特別な事情のある者については審議の上、原付又は四輪自動車での通学を許可する場合がある。
- エ 時間にゆとりを持って通学するとともに、交通法規・マナーを守り、自他の安全と危険防止に心がける。
- オ 交通事故や交通違反があった場合は、直ちに保護者・警察・学校・保険会社に連絡する。

(5) 生活上の付則

- ア 生徒として好ましくない飲食店や娯楽場等には出入りしない。
- イ 学校の許可なしに校内で団体を組織したり、集会を催したり、文書を発行したり、掲示したり、又は金品を集めたりしない。
- ウ 校外での各種団体への入会や参加は、事前に学校の承認を得る。
- エ 諸会費は、必ず納期内に納付する。
- オ 土曜日・日曜日・祭日又は学校休業日に、校舎・校具を使用する場合は、その使用内容によって、ホームルーム担任などに連絡し、前日までに必ず学校の許可を受ける。特に火気の使用には注意する。
- カ 自転車通学を希望する者は、自転車通学許可願を提出して許可を受け、学校指定のステッカーを貼る。
- キ 集会のときは速やかに集まり、静かに話を聞く。
- ク 常に掲示物や掲示板に注意し、伝達事項や注意事項に十分気を配る。
- ケ 校舎内で騒いだり、歩いたりしながらの飲食はしない。
- コ 空き時間は授業の妨げにならない場所で静かに待機する。
- サ 授業が終了した後は、その後の授業の妨げにならないように帰宅する。部活動がある場合は、顧問の指示に従う。
- シ 校内での紛失物や拾得物などは、直ちに生徒課落し物係、又は担任に届け出る。
- ス 校内での職員や、来客に対しては会釈するなど、礼儀正しく接する。
- セ 学校に無関係な者を校内に招き入れない。